

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人植松功の上告趣意のうち、死刑を定めた刑法の規定の違憲をいう点は、右規定が憲法三六条に違反するものでないことは当裁判所の判例（昭和二二年（れ）第一一九号同二三年三月一二日大法廷判決・刑集二巻三号一九一頁、昭和二六年（れ）第二五一八号同三〇年四月六日大法廷判決・刑集九巻四号六六三頁）とするところであるから、所論は理由がなく、その余は、事実誤認、量刑不当の主張であって、適法な上告理由に当たらない。

なお、所論（弁護人古川祐士の当審弁論における陳述等を含む。）にかんがみ、記録を検討しても、原判決の強姦致死、殺人に関する事実認定に誤りは認められない。また、本件各犯行のうち、強姦致死、殺人の所為は、農作業中の農家の主婦を強姦目的で襲い、抵抗されるやその頸部を手で強圧し、かつ、短刀様の鋭利な刃物で同女の胸部、腹部などを多数回にわたり滅多突きにし、あるいは切りつけるなどして殺害したものであって、犯行の態様は執拗かつ残虐であり、動機にも酌量の余地はなく、加えて、被告人には、強盗殺人の罪等で懲役五年以上一〇年以下の刑に処せられた前科があり、本件各犯行は右刑の執行終了後わずか三か月にして敢行されたものであるうえ、遺族の被害感情は深刻であり、社会に与えた影響も軽視し難いことなどに照らすと、本件各犯行は周到な計画に基づくものとはいえないこと、右前科は少年時代の犯行によるものであること、その他被告人の生育歴、資質など被告人の利益に斟酌すべき一切の事情を考慮しても、その罪責はまことに重く、被告人を極刑に処した原判決の量刑が不当であるとは認められない。

よって、刑訴法四一四条、三九六条、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官渡邊正之 公判出席

平成二年四月三日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	安	岡	満	彦
裁判官	坂	上	壽	夫
裁判官	貞	家	克	己
裁判官	園	部	逸	夫